

小田原市週休2日制確保モデル工事試行要領(土木工事)

1 目的

本要領は、改正公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、小田原市が発注する工事現場における週休2日制を確保するモデル工事(以下、「モデル工事」という。)を試行するために必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ、土曜日と日曜日も作業を実施しないことをいう。

なお、受注者が降雨・降雪等による工程調整を伴い、土曜日や日曜日に作業を実施した場合には、完全週休2日として扱わない。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責に因らない現場作業等を発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

3 モデル工事

原則として、設計金額(税込)が2,500万円以上の土木工事を対象工事とし、発注方式は、受注者希望型(受注者が、週休2日に取り組むか否かを選択できる方式)とする。ただし、次の条件のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ア 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- イ 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ウ 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事

4 モデル工事の実施

(1) モデル工事実施の選択

受注者は、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、契約後7日以内に「週休2日制確保モデル工事実施同意(不同意)届」(別紙1)を発注者に提出する。

なお、不同意を選択した場合は、(3)経費補正の実施及び(4)工事成績評定への反映は行わないものとする。

(2) モデル工事実施の内容

実施にあたっては、次のアからエに取り組むこととする。

ア 受注者は、計画を示した週間工程表又は月間工程表を監督員に提出する。

イ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」(別紙2)を、翌月5日以内に監督員に提出する。

ウ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」(別紙2)及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」(別紙3)を作成し、監督員へ提出する。

エ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

週休2日制に取り組む工事	
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です	
発注者：小田原市	
受注者：〇〇建設(株)	

(3) 経費補正の実施

現場閉所実績に応じて、「週休2日制確保モデル工事試行要領補足事項(土木工事)」(以下、「補足事項」という。)(別添)により経費補正し、小田原市工事請負契約書約款第25条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(4) 工事成績評定への反映

週休2日を達成した場合には、「補足事項」(別添)により工事成績評定に反映する。

なお、週休2日が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点
は行わない。

5 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提供するものとする。

6 その他

「現場閉所実績報告書」（別紙2）、「現場閉所履行報告書」（別紙3）、週間工程表及び月間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に公表するモデル工事に適用する。

週休２日制確保モデル工事試行要領補足事項(土木工事)

1 経費補正の実施

(1) 受注者希望型(要領４ (3)関係)

現場閉所実績に応じて、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
月単位の週休２日 (全月現場閉所率 28.5% (８日/28 日)以上)	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 5
通期の週休２日 (現場閉所率 28.5%(８日 /28 日)以上)	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 3

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費(賃料)の補正対象としない。

2 工事成績評定への反映(要領４ (4)関係)

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休２日	2 点
月単位の週休２日・通期の週休２日	1 点